

和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）実施要綱

第1 趣旨

知事は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、予算の範囲内で就農準備資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その実施に関しては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 交付対象者の要件

1 資金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、原則として和歌山県内での就農を前提とする者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

（2）第4の研修計画（別記第1号様式）が、次に掲げる基準に適合していること。

ア 知事が就農に向けて必要な技術等を習得できると認める研修機関等（以下「認定研修機関」という。）において研修を受けること。

イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

（ア）当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

（イ）当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート又はアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

エ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

（ア）就農後5年以内を実現する農業経営の内容が明確であること。

（イ）（ア）の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

（3）常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

（4）原則として生活費の確保を目的とした国又は和歌山県の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記1新規就農促進研修支援事業（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）による資金の交付を受けていないこと。

（5）研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び

役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（次のアからオまでの要件を全て満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(6) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（（5）の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

(7) 研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると知事が認める場合に限り、採択を可能とする。

(8) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入すること。

(9) 和歌山県の県税等を滞納していないこと。

(10) 研修計画の承認申請において、独立の生計を営む成年者を連帯保証人として1名以上記載するものとする。また、連帯保証人の所得金額の合計が交付される資金を上回っていること。

(11) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等、同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者

2 1の認定研修機関とは、次に掲げるものとする。なお、（4）の研修にあっては和歌山県内で就農を予定し、和歌山県農林大学校を卒業後、海外研修に参加する場合に限る。

(1) 和歌山県農林大学校、和歌山県農林大学校就農支援センター

(2) トレーニングファーム設置運営要領第6条に基づき知事が承認したトレーニングファーム

(3) 県が認める先進農家等及び市町村等研修機関

(4) 公益社団法人国際農業者交流協会

第3 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、令和3年4月以降に研修を開始する者であって、第2の1の(3)のエの海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

第4 研修計画の申請

資金の交付を受けようとする者は、研修計画(別記第1号様式)を作成し、知事に申請しなければならない。

第5 研修計画の承認

- 1 知事は、第4の研修計画の申請があった場合には、研修計画の内容について審査し、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、研修計画を承認し、承認通知書(別記第2号様式)により当該計画を提出した者に通知するものとし、承認しない場合もその旨を通知するものとする。
- 2 審査に当たっては、面接及び書類審査により行うものとする。

第6 研修計画の変更

研修計画の承認を受けた者は、研修計画を変更(研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月ごとの研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。)する場合は、第4の手順に準じて変更研修計画を作成し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第7 研修計画の変更承認

知事は、第6の申請があった場合は、第5の手順に準じて承認等を決定し、申請者に通知するものとする。

第8 資金の交付

- 1 研修計画の承認を受けた者は、知事が別に定める規定に基づき、資金の交付を申請するものとする。
- 2 交付の申請は、6か月分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。交付申請の対象期間が6か月未満の場合は、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。
- 3 申請の対象となる研修は、当該年度の4月以降に実施している研修とする。

第9 資金の交付の停止

知事は、資金の交付を受けた者(以下「資金交付対象者」という。)が、次のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

- (1) 第2の要件を満たさなくなった場合
- (2) 研修を途中で中止した場合
- (3) 研修を途中で休止した場合
- (4) 第10の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

- (5) 第 11 の研修実施状況の現地確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3216 号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさず、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合
- (6) 国及び県が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

第 10 研修状況報告

- 1 資金交付対象者は、研修状況報告書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1 か月以内に行う。

第 11 研修実施状況の確認

知事は、研修状況報告の提出を受けたときは、認定研修機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合には認定研修機関と連携して適切な指導を行う。

実施状況の確認は、研修状況確認チェックリスト（別記第 4 号様式）を用いて行うものとする。

なお、研修終了後直ちに資金交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは資金交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に資金交付対象者への面談を実施することができることとする。

第 12 資金の交付の中止

- 1 資金交付対象者は、資金の受給を中止する場合は、知事に中止届（別記第 5 号様式）を提出しなければならない。
- 2 知事は、資金交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第 9 の（1）、（2）、（4）、（5）若しくは（6）のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止し、資金交付対象者へ通知するものとする。

第 13 資金の交付の休止

- 1 資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は、知事に休止届（別記第 6 号様式）を提出しなければならない。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。
- 2 知事は、1 の規定による休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止し、資金交付対象者へ通知する。
- 3 1 の休止届を提出した資金交付対象者が研修を再開する場合は、知事に研修再開届（別記第 7 号様式）を提出しなければならない。
- 4 資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については 1 度につき最長 3 年、災害については 1 度につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、3 の研修再開届の提出と併せて第 6 の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請するものとする。
- 5 知事は、3 の規定による研修再開届の提出があり、適切に研修することができるものと認められる場合は、研修再開を承認し、資金の交付を再開するものとする。

第 14 就農状況報告

- 1 資金交付対象者は、研修終了後 6 年間、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月間の就農状況報告（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 資金交付対象者は、交付期間終了後 6 年間の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別記第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 15 就農状況の確認

知事は、就農状況報告の提出のあった資金交付対象者の就農状況を、資金交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、資金交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第 2 の 1 の（5）の親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

実施状況の確認は、新規就農者育成総合対策実施要綱に定められた方法及び様式により行うものとする。

なお、知事は、資金交付対象者が第 2 の 1 の（5）の親元就農後に独立・自営就農し基盤強化法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画又は同法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあっては、認定の状況について市町村に確認する。

第 16 継続研修計画の提出

- 1 資金交付対象者は、資金の交付終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別記第 10 号様式）を作成し、第 4 の手順に準じて、知事に提出しなければならない。
- 2 継続研修計画の承認を受けた者は、継続研修開始後、1 か月以内に継続研修届（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 継続研修は資金受給期間終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則として 4 年以内とする。
- 4 継続研修を行う場合、第 22 の 2 の（2）中「研修終了後 1 年以内」とあるのは「継続研修の終了後 1 年以内」と読み替えるものとする。
- 5 継続研修の期間中は、第 10 の規定に準じて、知事に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

第 17 継続研修計画の承認

知事は、継続研修計画の提出を受けたときは、第 5 の手順に準じて承認等を決定し、当該計画の提出をした者に通知する。

第 18 住所等変更報告

資金交付対象者及び連帯保証人は、交付期間内及び交付期間終了後 6 年間に氏名、居住地及び電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別記第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 19 就農遅延報告

- 1 資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別記第13号様式）を知事に提出しなければならない。なお、就農延期期間は研修終了後から原則2年以内とする。
- 2 知事は、資金交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。また、就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行うものとする。

第20 就農報告

- 1 資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、独立・自営就農する資金交付対象者から就農届の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認するものとする。

第21 就農中断報告

- 1 資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、資金交付対象者から就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。また、就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

第22 資金の返還

- 1 資金交付対象者は、次に掲げる事項に該当する場合は、資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合（2の（8）に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

（1）一部返還

ア 第9の（1）（第2の1の（11）に該当する場合を除く。）から（3）まで及び（6）に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金。

イ 第9の（4）に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金。

（2）全額返還

ア 第9の（5）に該当した場合。

イ 研修終了後（研修中止後及び第16の継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、第19による手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ 第3のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に第2の1の（2）のエの（ア）の農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が第2の1の（5）で確約したことを実現しなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が就農後（第2の1の（5）の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営基盤強化促進法に基づく

農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を交付期間の 1.5 倍（第 3 のなお書きにより海外研修を実施した者については 5 年間。以下同じ。）又は 2 年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間 150 日かつ年間 1,200 時間）未満である場合。ただし、第 21 による手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ 就農後、交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内（第 21 の 1 による手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内）で第 14、第 18 から第 21 までの報告を定められた期間内に行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

ケ 第 2 の 1 の（11）に該当する場合。

2 知事は、1 に該当することが判明した場合、期限を定めて、返還を命ずることができるものとする。

第 23 資金の返還免除

1 資金交付対象者は、第 22 の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別記第 17 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができるものとし、就農準備資金返還免除決定通知書（別記第 18 号様式）により申請した者に通知するものとする。

また、免除しない場合もその旨を申請した者に通知するものとする。

第 24 加算金

1 資金交付対象者は、第 22 の 2 の規定による処分に関し、資金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る資金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該資金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 資金が 2 回以上に分けて交付されている場合における 1 の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する資金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 1 の規定により加算金を納付しなければならない場合において、資金交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた資金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた資金の額に充てられたものとする。

4 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、資金交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

第 25 不正受給に対する措置

知事は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

第26 書類の経由

この要綱に基づき提出する書類は、交付対象者及び資金交付対象者の研修地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、第2の2の(1)及び(4)に定める農業経営者育成教育機関において研修を受ける者にあつては、第4に定める研修計画の申請時および当該機関での研修期間中は研修機関の長を経由するものとする。就農後に提出する書類は、資金交付対象者の就農地を管轄する振興局長を経由するものとする。

第27 その他

この要綱及び新規就農者育成総合対策実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。